

令和3年6月24日

川西市議会議長

平岡 譲 様

厚生文教常任委員長

大矢根 秀 明

委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について

(審査日 : 令和 3 年 6 月 1 6 日、 2 2 日)

1 . 議案第 3 8 号 川西市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、健康保険法等の改正に伴い、医療機関等での受診に際する被保険者の資格確認にマイナンバーカードによる電子資格確認が追加されたことを受け、上位法令に委任することで条文を削除するとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う新型コロナウイルス感染症の定義に係る規定を整理するため、条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要

問 議案質疑資料では、マイナンバーカードの保険証利用の申請件数は 4 8 2 件であるのに対して利用可能な市内医療機関は 0 件と示されているものの、その後、耳鼻咽喉科 1 件で利用可能となったと聞き及んでいる。現在はプレ運用中とのことであるが、マイナンバーカードの総数から見ると申請数は少なく、利用も進んでいない。当初、国は本年 3 月から医療機関や薬局での本格運用開始を目指すとしていたが、1 0 月まで延期となった理由について伺いたい。

また、本格運用の遅れに伴い、市民に混乱が生じることが想定されるが、市としての対応について伺いたい。

答 プレ運用を行う過程で加入者データの不備等による資格確認エラーなどが発生し、プレ運用の期間が延長されたため、本格運用の開始が遅れているものである。

遅れへの対応としては、厚労省がマイナンバーカードの使用が可能な医療機関の一覧を公表しているほか、医療機関においても使用可能であることを知らせるポスターを掲示すると聞き及んでおり、市としても注意喚起が周知できるものと考えている。

問 マイナンバーカードを保険証として利用するには初回登録が必要であり、自治体によっては役所の窓口のほか、コンビニエンスストア、A T M 等で登録が可能となっているが、本市における初回登録のための環境整備の状況を伺いたい。

答 本市では、国民健康保険課の窓口に機器を 1 台設置し、初回登録が可能な環境を整えている。

特記事項

議案質疑資料あり (1 . マイナンバーカードの保険証利用の申請件数について ほか)

審査結果 原案可決 (全員賛成)

2. 議案第39号 川西市青少年センター設置条例を廃止する条例の制定について
議案第40号 川西市教育支援センター設置条例を廃止する条例の制定について

議案第39号の概要

本案は、教育委員会事務局の組織再編に伴い、川西市青少年センターを廃止するため、条例を廃止しようとするもの。

議案第40号の概要

本案は、教育委員会事務局の組織再編に伴い、川西市教育支援センターを廃止するため、条例を廃止しようとするもの。

質疑の概要

問 組織再編に伴い、教育委員会事務局は本年4月から既に新体制でスタートしており、本来であればこれら2議案は再編前に議会で審議すべき案件と考えるが、議案の提出が今期となった理由を伺いたい。

答 4月に議決を間に合わせるのとは当然一つの選択肢としてあったが、事務局が抱えるさまざまな課題への対応に時間を要することから、再編自体に時間的余裕をもって進めてきた経過があり、新体制がある程度固まったタイミングでの提案となったものである。教育委員会の事業自体は教育委員会事務局事務分掌規則を令和3年4月1日付けで改正した上で推進しており、規定上は適切に対応しているものとする。

答 今回の再編は、市長が施政方針に「家庭児童相談や教育相談などの機能の集約」を掲げたことからスタートしているが、その受け皿となる「こども若者相談センター」のあり方の具体化は施政方針表明以降の作業となるため、設置場所であるキセラ川西プラザの改修費を当初予算に計上しなかった経過がある。

その後、まずは相談業務を集約すべく事務分掌規則を改正し、体制として着実な受け皿ができた時点で相談場所を整える手続きに入り、改修費用を補正予算に計上すると同じタイミングで、設置条例の廃止を提案したものである。

問 こども若者相談センターの設置場所を、これまで教育支援センターがあったパーティ川西ではなくキセラ川西プラザとした理由のほか、相談室の部屋数など、新たなこども若者相談センターの詳細について伺いたい。

答 今回、キセラ川西プラザに設置しようとする理由は2点あり、1点目は、同プラザ内にある「こども・若者ステーション」は、平成30年の開設以降、子どもや若者に係る困りごとは取り急ぎ何でも相談するよう広く市民に周知してきており、相談業務を今回の再編でさらに充実させるのであれば、プラザ内とするのが市民にとってわかりやすく、拠点として望ましいと考えたためである。

2点目は、プラザには県の児童相談所(川西こども家庭センター)と社会福祉協議

会が設置されており、引きこもりや地域市民との連携など、それぞれの組織との密な連絡調整が可能となるメリットがあるためである。

また、相談室については、既存の相談室 2 部屋、サポートルーム 1 部屋に加え、2 階ライブラリーコーナー及び青少年活動ルームを改修して新たに 6 部屋を整備し、合計 9 部屋とする予定である。

問 組織再編後、教育支援センターで所管していた「不登校児童生徒への対応」は、子ども若者相談センターの所管となるが、適応教室「セオリア」の取り扱いは今後どうなるのか。

答 今回の相談業務の集約では、従前の組織において、これまでの経過がある相談業務を全て集約するのは困難な部分もある。特にセオリアについては、運動スペースの確保など、環境面や設備面において解決すべき課題が従前から懸案となっており、場所は現在のパルティ川西に当面残ることとしている。なお、セオリアの今後のあり方については、市の不登校支援施策全体の枠組みで検討する必要があると考えている。

問 これまで教育支援センターでの教育相談部門とセオリアでの不登校支援部門は密に連携し、相談からセオリアへと移行するケースが多々あったが、相談に従事する職員がキセラ川西プラザへ移るとなれば、今後、セオリアの責任の所在や勤務する職員の不安をどのように払拭していくのか、具体的な内容を伺いたい。

答 これまでのセオリアの体制としては、指導員 4 名、指導主事 1 名が主に業務に携わっており、教育支援センターがキセラ川西プラザへ移転した後は、指導員 4 名がセオリアに残ることとなる。

セオリアでは突発的な事案の発生も多いことから、リスクマネジメントや情報連携のあり方はしっかり検討しなければならないと考えており、子ども若者相談センターの職員、主に指導主事が毎日必ずセオリアに赴く体制を組むことで課題解消に努める考えである。

答 セオリアには、環境面などでの抜本的課題を含め、今後のあり方に課題があることは認識していることから、これらを整理の上、早急に市としての考え方をまとめたい。

問 教育保育課の業務は学校、保育所の運営など多岐にわたり、令和 3 年 4 月以降は青少年センター、教育支援センターから移管された業務が増加し、職員の人事異動の影響もあって組織として機能しているのか懸念されるが、現在の状況を伺いたい。

答 新たな体制で 4 月からスタートし、試行錯誤しながら業務を行う関係でやや対応が遅れた面があったが、小中学校、幼稚園、保育所の運営面が 1 カ所に集約され、連携

<p>が強化されたことにより、業務がスムーズに進捗している面もある。現段階では時間を要しているところもあるが、組織再編の良さを前面に打ち出す形で取り組んでいきたいと考えている。</p>
<p>特記事項 配付資料あり(議案第39号 川西市青少年センター設置条例を廃止する条例の制定について ほか)</p>
<p>審査結果 議案第39号 原案可決(全員賛成) 議案第40号 原案可決(全員賛成)</p>

3. 議案第41号 川西市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

<p>議案の概要 本案は、川西北幼稚園と川西北保育所を統合し、幼保連携型認定こども園として、新たに川西北こども園を設置するため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
<p>質疑の概要 なし</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決(賛成多数)</p>

4. 議案第42号 令和3年度川西市一般会計補正予算(第3回)

<p>議案の概要 第1表 歳出第3款民生費。第4款衛生費。第10款教育費。</p>
<p>質疑の概要 第1表 歳出 第3款 民生費 質疑なし 第4款 衛生費 問 母子保健推進事業では67万6000円を計上し、不妊治療ペア検査に要した医療保険適用外の費用のうち10分の7を県の制度に沿って助成するとのことであるが、この詳細について伺いたい。 答 本補正では、42組分の費用を計上しており、本年4月まで遡って適用しようとするものである。助成対象は初診日における妻の年齢が43歳未満の夫婦であ</p>

り、検査という性質上、助成回数は1組につき1回限りであるが、検査内容を特定するものではなく、一般不妊治療前の検査を対象とするため、医療機関は限定しない。なお、年齢制限は、年齢が上がるにつれて不妊治療や妊娠、出産に伴うリスクが高くなるため設けられているものである。

今後、ホームページや広報紙のほか、保健所を通じて医療機関でも広く周知していきたい。

問 医療従事者等支援事業において、2686万8000円を計上して実施しようとしている医療従事者へ食品等を贈呈する事業は、医療従事者へ感謝の気持ちを伝えるとともに、食品ロス削減といった社会問題の解決も同時に行うことを目的とされている。その達成に向けてはさまざまな手法が考えられると思うが、今回このような事業を採択した経緯について伺いたい。

また、今回の事業においては、医療従事者だけでなく、市内事業者についても支援する仕組みを構築する考えはなかったのか、あわせて伺いたい。

答 長引くコロナ禍で疲弊する医療現場へ心休まる時間を届けるべく、市として、これまで種々検討を重ねてきたが、現在、既存の事業を継続しながらコロナ対策を最優先課題として実施していることから、市職員により対応することが困難な状況となっている。

そうした中で、市のホームページで民間企業との連携に関する公募を見た当該事業者から食品ロス削減に係る事業を通じた協力について提案があり、事務の大部分についても同社で代行が可能であることから、市職員の負担を最小限に抑えながら医療従事者への支援が可能となるため、今回の施策を採用したものである。

答 現段階で市内事業者は参画していないが、扱える商品等について連携事業者と協議しながら、市内事業者の参画が可能となるよう検討していきたい。

問 どこまでを「医療従事者」と定義し、1人当たり5000円として予算計上しているのか。また、対象者をどのように把握して、事業内容を案内するのかわりに伺いたい。

答 医療従事者の範囲については、令和2年度の兵庫県の慰労金の支給対象者を参考として、本市在勤の医師、歯科医師、薬剤師、保健師等の医療従事者のほか、委託先を含めて医療事務に携わる方、ワクチン接種に従事する方、患者と接する機会のある方を対象としている。

本事業の案内は、医療機関等の勤務先に送付したのち、勤務先から該当者を報

告いただいた上で、個別に支援を行う考えである。

問 医療従事者等支援事業の財源は特定財源とされているが、具体的には何か。

答 クラウドファンディングの形態を用いて多くの方から寄附を募ることによる300万円と、残余は新型コロナウイルス感染症対策を用途に指定された「ふるさとづくり寄附金」約3100万円の中から充当する予定である。

問 健康診査事業において128万円を追加して実施する、がん患者アピアランスサポート事業及び骨髄等移植ドナー支援事業について内容を伺いたい。

答 がん患者アピアランスサポート事業は、本補正では医療用ウィッグ購入に対する助成を16件分、乳房補正具は5件分、人工乳房分は1件分を計上している。骨髄等移植ドナー支援事業は2件分として計上しており、移植から1年以内が申請期限となっている。対象は骨髄等を提供したドナーで、ドナー登録の要件には、年齢が18歳以上54歳以下、体重が男性45キロ以上、女性40キロ以上といったものがある。

なお、両助成ともに本年4月まで遡及適用が可能であるほか、想定以上の申請があった場合には、補正予算等に対応する方針である。

問 がん患者アピアランスサポート事業について、県内では所得制限を設けていない自治体も見受けられるが、今回の補正に計上した事業にかかる所得制限の有無のほか、これに対する考え方を伺いたい。

答 今回の補正予算に計上した3つの新たな助成事業のうち、不妊治療ペア検査助成事業については、妊娠を幅広く支援するという観点で所得制限を設けておらず、他の2事業については、県の事業内容に沿った形で所得制限を設けるよう考えている。

第10款 教育費

問 教職員事務事業において307万8000円を追加して導入する、ICTを利用した勤怠管理システムについては、認定こども園等で実証実験を行っていたと聞き及んでいるが、その結果について伺いたい。

また、システムを導入すると、メンテナンスをはじめ付随する業務が新たに発生すると想定されるが、市教育委員会の考えを伺いたい。

答 本年2月から3月の間に認定こども園、保育所のそれぞれ1施設で実証実験を行った結果、園所におけるシフト管理や給与担当における給与計算等に要する時

<p>間が大幅に削減できる効果があることを確認している。</p> <p>また、今回の補正には、システム導入に係る説明会や各種設定支援といった委託業務を含んでおり、職員の負担が軽減できるよう考慮している。導入当初は新たな作業時間等が発生することが想定されるが、実証実験の結果を踏まえ、業務が軌道に乗れば、勤怠管理や給与計算等に要する時間が大幅に削減できると見込んでいる。</p> <p>問 学校教育支援事業では、505万1000円を追加し、緊急事態宣言の発令等の影響で発生した市立学校の修学旅行のキャンセル料について、企画料及び修学旅行費の30%相当額を上限に市が負担するとのことだが、30%以上のキャンセル料が発生した場合の市教育委員会の対応を伺いたい。</p> <p>答 キャンセル料は基本的に実施日の7日前から2日前が30%となっていることから上限を30%に設定しているが、状況に応じて可能な限り保護者の負担額が発生しないようにしていきたいと考えている。</p>
特記事項 なし
審査結果 原案可決（全員賛成）

5. 議案第43号 令和3年度川西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）

<p>議案の概要</p> <p>本案は、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱症状等により仕事を休んだ被用者に支給する傷病手当金に係る経費を追加するものであり、歳入歳出予算をそれぞれ60万円追加し、予算額を149億3093万1000円にしようとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 傷病手当金は任意給付となっており、対象者の範囲については自治体の裁量によって定めることができると考えるが、個人事業主やフリーランスへ対象者の範囲を広げる考えはないか。</p> <p>答 傷病手当金は国が特例的に財政支援を行っており、被用者に係る給付を対象としているため、市としても国の基準に基づいた給付を行いたいと考えている。</p>
特記事項 なし
審査結果 原案可決（全員賛成）

6 . 議案第 4 4 号 令和 3 年度川西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 回)

<p>議案の概要</p> <p>本案は、第 8 期介護保険事業計画策定に伴う介護保険料の改定により、歳入歳出予算にそれぞれ 6 4 8 7 万 2 0 0 0 円追加し、予算額を 1 4 1 億 1 9 2 1 万 9 0 0 0 円にしようとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 被保険者数と、消費増税に係る軽減を実施する所得段階 (第 1 段階から第 3 段階) の人数を伺いたい。</p> <p>答 それぞれの人数については、当初予算の時点と同数としており、被保険者数が 4 万 8 9 8 0 人、所得段階の第 1 段階が 8 2 4 8 人、第 2 段階が 3 4 1 9 人、第 3 段階が 3 1 2 5 人、第 1 段階から第 3 段階までの合計が 1 万 4 7 9 2 名となっている。</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決 (賛成多数)</p>

7 . 議案第 4 7 号 市立加茂小学校南校舎棟大規模改造工事請負契約の締結について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、市立加茂小学校の南校舎棟において大規模改造工事を実施するため、請負契約を締結するにつき議会の議決を求めるもので、制限付き一般競争入札の結果、株式会社トータルと契約金額 3 億 4 7 4 5 万 6 6 0 6 円、工期を契約締結の日から令和 4 年 3 月 1 7 日までとする工事請負契約を締結しようとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 工期が令和 4 年 3 月 1 7 日までとなっている点に関して、配置図によると今回の改造には給食室棟が含まれていることから、工事期間中の給食提供に係る影響をはじめ、工事日程の詳細について伺いたい。</p> <p>答 今回の工事における給食室の改造については、2 学期以降も給食室を稼働させる必要があることから夏休み中に施工する予定としており、給食提供には影響はないものと考えている。なお、他の箇所については仮設校舎への引っ越しが完了しだい順次着手していく予定である。</p> <p>問 過去における複数校の大規模改造では、負担の平準化や民間ノウハウ活用を目的として P F I 事業手法を採用していたが、今回は個別の工事請負契約としている。P F I が最善とは思わないが、今回個別に契約しようとしている点について市の考え方を伺いたい。</p>

<p>答 P F I も手法としては考え得るが、令和 2 年 3 月に策定した学校施設長寿命化計画では、建築年数等により健全度が低い施設から順次改修等を行うことを基本としており、その中で特に今回の 3 校については緊急性が高いと判断した。また、今回の大規模改造工事については、事業者が提案できる幅が限られているとともに、費用面での効果もそれほど見込めないことから、個別の発注方式により進めているものである。</p> <p>問 本案の入札において、落札者の入札価格が調査基準価格と符合している点や、「予定価格超過」を理由として入札を辞退する業者が多い要因について市の見解を伺いたい。</p> <p>答 本案の落札価格が調査基準価格と同額である点については、予定価格とともに調査基準価格を事前に公表しているため、これに合わせて入札したものと思われる。</p> <p>入札辞退が多い理由としては、近年、調査基準価格を下回る入札がない傾向にあり、その理由としては、近年は建設工事の市場において受注者側が優位となっていること、年度が始まってからの入札は他の公共団体と競合すること、コロナの影響で資材調達が遅延した場合、制約の多い学校施設の工事受注は不安要素が大きいと推測している。</p>
<p>特記事項</p> <p>配付資料あり（ 1 . 入札結果について ほか）</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

8 . 議案第 4 8 号 市立清和台中学校北校舎棟大規模改造工事請負契約の締結について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、市立清和台中学校の北校舎棟において大規模改造工事を実施するため、請負契約を締結するにつき議会の議決を求めるもので、制限付き一般競争入札を行った結果、栗本建設工業株式会社神戸支店と契約金額 3 億 5 7 5 0 万円、工期を契約締結の日から令和 4 年 2 月 2 8 日までとする工事請負契約を締結しようとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 同校は、工事車両が進入可能な出入り口が正門のみであると思われるが、生徒の登下校時の安全対策について伺いたい。また、今回の工事では、施工箇所である北校舎棟を南校舎棟と挟む形で仮設校舎が設置されようとしているが、仮設校舎から南校舎棟への生徒の移動手段についても伺いたい。</p> <p>答 工事期間中、生徒の登下校については、正門を利用せず東側の通用門を利用することとしている。また、仮設校舎から南校舎棟への移動については、仮設校舎から北校舎棟と屋内運動場等の間を通る渡り廊下を、工事車両が通行するルートと交差しない</p>

形で設置することとしている。
特記事項 配付資料あり（１．入札結果について ほか）
審査結果 原案可決（全員賛成）

9．議案第49号 市立川西小学校屋内運動場棟大規模改造工事請負契約の締結について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、市立川西小学校の屋内運動場棟において大規模改造工事を実施するため、請負契約を締結するにつき議会の議決を求めるもので、制限付き一般競争入札を行った結果、一吉工業株式会社と契約金額1億5727万8000円、工期を契約締結の日から令和4年1月31日までとする工事請負契約を締結しようとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 本工事の平面図によると、屋内運動場棟全体にトイレや空調設備が見当たらない。体育館は災害時の避難所としても利用されることから、大規模改造という機会をとらえてトイレの新設や空調設備を整備する考えはなかったのか。</p> <p>答 大規模改造工事は、学校施設の築年数や劣化状況を見極め、いかに将来を見据えて効果的に投資をしていくかを検討した上で実施するもので、新しい機能を追加するのではなく、現存施設の機能維持が最優先事項となっている。</p> <p>その中で、この施設のトイレについては、すぐ近くの別棟に複数箇所トイレが整備されていることから、既存のものを活用することとするほか、空調設備については、市として市立学校の体育館に整備する方針がなく、必要に応じてスポットクーラーを導入する考え方であることから、大規模改造のメニューとしては検討しなかったものである。</p>
<p>特記事項</p> <p>配付資料あり（１．入札結果について ほか）</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

10．議案第50号 令和3年度川西市一般会計補正予算（第4回）

<p>議案の概要</p> <p>新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、生活に困窮される方々に途切れない支援を届けるため、政府が新たに決定した支援金の制度創設に伴い、新型コロナウ</p>
--

イルス感染症生活困窮者自立支援金の支給に要する費用を追加しようとするもので、歳入歳出予算にそれぞれ 8 1 4 0 万 9 0 0 0 円を追加し、予算額を 5 6 8 億 5 0 8 6 万 7 0 0 0 円にしようとするもの。

質疑の概要

問 第一義的な支給要件である総合支援資金の再貸付が終了した世帯、不承認となった世帯の定義について詳細を伺いたい。

また、これらの世帯に案内を郵送して通知するとのことであるが、対象世帯数の見込みについてもあわせて伺いたい。

答 総合支援資金は当初 3 カ月間貸し付けを受けることができ、その後コロナ禍に伴う特例として 3 カ月延長することができる。これを経過してなお必要な場合は再貸付となり、合計で 9 カ月間ということになるが、これを経過した世帯及び再貸付が不承認とされた世帯が今回の対象となる。

また、対象世帯については、本事業は国と全国社会福祉協議会が調整して進めていることから、対象世帯数などの詳細データは当月 2 5 日に提供可能となる予定であり、県に提出する所要額見込調査の際に国から提供されたシートで算定したところによると、本市においては約 3 0 0 世帯を見込んでいる。

問 約 3 0 0 世帯に案内を送付するとのことであるが、受け取った当事者自身が該当の可否を判断することは可能か。

答 案内を送付する世帯の中には詳細な要件により該当しない人も含まれることから、案内に同封する申請書類にはフローチャートも同封し、ある程度自身で判定できるようにする予定である。

問 支給対象者の要件として、「誠実かつ熱心に求職活動を行うこと」となっているが、具体的にはどのような状態を指し、これをどのように確認するのか。

答 具体的には、月 1 回以上自立相談支援機関の面接等の支援を受けること、月 2 回以上公共職業安定所で職業相談等を受けること、原則週 1 回以上求人先へ応募を行う又は求人先で面接を受けることの全部を満たすことが条件で、それぞれ所定の様式を提出していただくことにより確認するものである。

問 資産要件は、世帯の預貯金の合計が基準額の 6 月分以下で 1 0 0 万円を超えないこととなっているが、これをどのように確認するのか伺いたい。

答 申請時に通帳の写し等の提出を求める予定である。

問 当該支援金はそもそも求職者だけが対象で就労者は対象ではない上に、支給要件が厳しいなど生活困窮者に広く行きわたる制度ではないと考えるが、この点に対する市の認識を伺いたい。

答 今回対象外となる世帯については、国において緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付を8月末まで申請延長していることから、そちらを活用いただくこととし、あわせて国では住民税非課税世帯については償還免除が検討されていることから、きめ細かく配慮がなされているものと認識している。

特記事項

配付資料あり（「新型コロナウイルス感染症生活困窮者支援金」について）

審査結果 原案可決（全員賛成）